

日本語文法研究書大成

北原保雄
古田東朔 編

岡田正美 著

日本
文法
文章法大要

勉誠出版

日本語文法研究書大成

北原保雄
世田東朔 編

岡田正美著

江苏工业学院图书馆
藏书章

日本
文法
文章法
大要

勉誠出版

日本語文法研究書大成〔第8回配本〕

日本
文法 文章法大要

編集

北原保雄
古田東朔

発行者

池嶋洋次

発行所

勉強出版(株)

〒102-0083 東京都千代田区麹町四-八-三六
電話(〇三) 五二二五-九〇二二(代)

平成十三年六月十日 発行

印刷 (株)平河工業社
製本 (株)エイワ

ISBN4-585-08038-4 C3081

日本文法文章法大要

凡例

一本書は予が、昨年夏、國語傳習所夏期講習會に於て講述したりしものなり。初め、同所より、その講義筆記を講義録として出版せんことを切に懇望せられたりしが故に、止を得ず、承諾して、聽講者の一人たりし下石氏に托して、同氏の筆記を本として、本書の原稿を作りて貰ひたりき。然るに、近頃に至りて、同所に於ては本書の出版を中止したり。之に依りて、本書は單行本として吉川書肆より出版せしむることとなりたり。

一さて、既に單行本として出版せしむるに至りたる以上は、辭句の叙述に、於て、又上方に於て、大に改訂を加ふべき筈なり。されど、今はその暇なきが故に、少しく訂正を加へたるのみにて止めぬ。再

版の時をまちて大修正を加ふべし。

一前記講習會に參集したりし聽講者は大方は、落合、大槻、和田、三土、諸氏の著書に依りて文法を一わたりは修めたるものなりしが故に、或る點に於ては、やゝ異なりたる説を聞かせんもよかるべく、又、或る點に於ては、夫等の諸書と連絡を保ちてやゝ細密なることを説かんもよろしかるべし、ご信じて、その方針を以て叙述の順序を定めて本講義をば爲したりき。されば、本書の讀者はまた前記の文法書に依りて既に文法の大要を修めたるものたらんことを豫期するなり。

一本書の繁簡錯綜せるは叙述の方針の前記の如くなりし結果なり。

一本書の叙述の順序は前記の如き方針を以て定めたりしものなるが故に、本書は近頃予の出版せしめたる新式日本文法上巻に

は敘述の順序の上に於ては、全く關係なし。

明治三十三年四月

岡田正美識

日本
文法
文章法大要目次

序論……………一

文の定義……………七

文の成分……………十三

主部……………十三

説述部……………十三

補足部……………十九

文の成分……………二十一

對部……………二十二

補部……………二十三

客部……………二十五

自動詞・他動詞の別……………二十七

動詞の他の分類法……………三十六

文の成分……………四十一

目次

副部	四十二
提部	四十二
獨立部	四十三
雜例	四十三
文の成分	五十一
添加語	五十四
主語	五十八
補語	五十八
對語	五十八
客語	五十八
說述語	五十八
文の成分	六十七
言	六十七
句	六十八
文	六十九
章	六十九

雜例	七十一
文の種類	七十九
單文	七十九
合文	八十
複文	八十一
省約文	八十三
雜例	八十八
文の種類	九十一
叙述文	九十二
疑問文	九十二
命令文	九十三
咏嘆文	九十三
文の他の分類法	九十八
正序法、顛倒法	百三
省略法	百十二

並列法、並續法……………百十五

換言法・對語法・疊語法……………百十八

添詞法……………百二十二

副詞法……………百二十六

懸詞法……………百二十九

序語法……………百三十一

係結法、轉結法……………百三十四

複雜なる係結の例……………百四十二

係詞・結詞の表……………百五十

係結の規定……………百五十一

轉結の例……………百五十三

呼應法……………百五十七

時の呼應……………百五十八

肯定・否定の呼應……………百六十

疑問の呼應	百六十二
尋問の呼應	百六十八
反語の呼應	百六十九
推量・想像の呼應	百七十
希望の呼應	百七十一
禁止の呼應	百七十一
假設の呼應	百七十二
同主	百七十四
同相	百七十六

日本
文章法大要目次
終

日本
文法 文章法大要

文學士 岡田正美講述

序論

序論

世の人の文法を學ぶもの見るに、或は文章を巧に書かんと
して學ぶものあり、或は書物をよみてそをよく了解せんが
爲めに學ぶものあり。されども、文法に於ては、文章を巧にか
くことをば教へずして、文章を正確に書かんことを教ふる
あり。文章を巧に書くことを教ふるは修辭學の範圍にして、
文法のすべきことにあらず。文法を學びて書物をよく了解
せんとするは外國語を學ぶ人には或は至當のことなるべ
けれども、我國人にして我國の文法を學びて我國の書物を

よく了解せんとするは決して文法を學ぶ唯一の目的にはあらずなり。

文法は文章にあらはれたる言語上の一種の規にして、文典は即ち之を順序よく書きあらはしたるものなり。故に、一國の文典を學べば、その國の國文の性質を理解することを得、從て、その國の國文を正しく書くことを得、又、その國文を容易に了解することを得るなり。この國文を正しく書くことを得、又、その國文を容易に了解することを得る、は、之は文典を學びたる間接の利益にして、直接の利益にはあらずなり。

文法は、かくの如く、文章にあらはれたる言語上の或る一種のきまりを順序よく記載したるものあるが、國文は時代につれて變遷するものなるが故に、文法にも亦同じく變遷あ

るべきなり。例へば、古代の祝詞、宣命の如き文よりして、平安朝時代の土佐日記、枕艸紙、源氏物語の文の如くに變じ、更に保元、平治物語、源平盛衰記の文となり、東鑑となり、徳川時代の和漢混淆の文より、遂に明治の文體となりしものにして、國文はかく常に變遷してやまざるものなれば、文法も亦其變遷につれて變化するが當然なり。即ち、奈良朝には奈良朝の文法あり、平安時代には平安時代の文法あり、鎌倉、足利、徳川の各時代にも亦それぞれの文法あるべきなり。今一二の例を擧げて、其變化をいはん。

哉は、古はかかもご用ゐしが、後、かなごなり、今日にてはかなアといふに至れり。

な……そは、古は雲なたなびきの如くに用ゐしが、後にはそを加へて雲なたなひきそご用ゐるに至り、又、變

じて雲たなびくなごなれり。

こそは古は、衣こそ二重もよきご用ゐて、上にこそのかかりこそばありても第五活用にて結ばざりしが、後にはこそよりかゝれば必ず第五活用にて衣こそ二重もよけれごやうに結ぶに至れり。

（此他なほあれども略す）

かくの如く、國文は變遷してやまざるものなれば、文法もこれに従ひて變化す。當今普通に行はるゝ文法は重に中古の平安朝時代の文章にあらはれたる規則をかきあらはしたるものなり。

文法には、又、一の方言の文法と他の方言の文法と、例へば、朝鮮の文法と日本の文法とを比較して説く比較文法といふものあり、又、文法の時代によりて變遷したるを比較して説

きたる歴史文法といふものあり、其他、理論のみを説きたる理論文法、實用を主としたる實用文法、等ありて、その種類甚だ多し。

當今普通に行はるゝ國文法は、多くは、初に音韻のここをのべ、それより文字にうつり、假名遣にうつり、進みて品詞篇となり、終りに文章篇となる。これらの諸篇は文法には必要にして欠くべからざるには相違なれども、文法の主眼とすべきものは音韻のここにあらず、假名遣のここにもあらず、將又、品詞のここにもあらずして、文章のここあり。余が當講習會に於て説かんとするは實にこの文章のここにつきての大意なり。